

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表 別紙 ()

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第10条の3第4項第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧

薬剤師の氏名	薬剤師 免許番号	週当たりの 勤務時間 (※1)	←32時間未満の場合、 育児、介護等による 所定労働時間の短縮 の有無 (※1)	←有の場合、 週当たりの 勤務日数 (※1)	常勤・非常勤 の別	当該薬局における 勤務開始日	勤務開始日以降に 産前産後休暇等を 取得していた期間 (月数) (※2)	申請の前月までの1年 以上の勤務実績の有無	施行規則第10条の3 第6項に規定する基準に 基づき厚生労働大臣に 届け出た団体からの 認定の有無

※1 勤務する薬剤師（管理薬剤師を除く）が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤として取り扱います。

※2 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱います。